平成 23 年度経済産業省委託事業

平成 23 年度
商取引適正化・製品安全対策事業
（包括的な製品安全の将来的な在り方に関する調査）

平成 24 年 3 月

MRI 株式会社三菱総合研究所

目　次

図　表　目　次

— 図 —

— 表 —

1. はじめに

消費生活用製品安全法（以下、「消安法」という。）は、消費者の生活の質的な向上、特に安全な消費生活に対するニーズの高まりを受け、昭和 48 年に公布された。現在、法律制定当時と比較すると、消費生活用製品の種類の多様化、輸入品の占める割合の増加、流通形態の多様化などの市場環境の変化が見られる。「消費生活用製品安全法に基づく安全規制の課題の整理」（平成 23 年 5 月 31 日発行）（以下、「H22 年消安法課題の整理」）では、現在の消安法における安全確保の仕組みが引き続き有効であるのか、現時点でレビューを行い、さらに消費生活用製品の安全規制の有効性の向上を図っていくことが重要であるとの方針が示された。

そこで本年度は、昨年度の調査で示された着目点について、我が国と欧州の比較調査を行い、我が国と欧州の製品安全に関する活動の実態について整理した。その結果、我が国では、様々な制度や仕組みに加えて、事業者の自主的な取り組みなどによって、製品安全を確保する枠組みがある程度うまく機能していることが把握された。しかしながら、市場環境の変化がますます加速化していくことに備え、その環境変化を念頭においた、将来のための仕組みづくりを今から検討しておくことが大切であると考えられる。なお、我が国と欧州では文化や法規制等が異なるため、検討に際しては欧州の仕組みをそのまま導入するのではなく、我が国の強みを活かした仕組みの在り方についての検討を行うことが重要ある。

本報告書は、我が国と欧州の調査によって把握した、それぞれの製品安全に関する活動の実態をもとに、将来に向けての仕組み作りについて、検討を行った結果を取りまとめたものである。

2. 本調査について

2.1 目的と背景

消安法は昭和 48 年に公布されたものであるが、特に近年は製品流通後規制について充実・強化がなされ、平成 18 年、19 年の改正によって製品事故情報報告・公表制度や長期使用安全点検制度などが創設される等、時代の要請に応じて、必要な法改正が行われてきているところである。

昭和 48 年の法律制定当時と現在とを比較すると、消費生活用製品の種類の多様化、輸入品の占める割合の増加、流通形態の多様化などの社会環境、消費者による製品の品質・安全への期待の高まりなど、市場環境の変化が見られる。

また、欧州では、「一般製品安全指令(General Product Safety Directive, GPSD)」のように事業者による自主的な取り組みを前提とした包括的な製品安全関係の法律の規制が行われている。また、海外生産品の増加や我が国の事業者の海外展開も考慮に入れると、安全規制に係る国際的な整合性も重要になってきている。

経済産業省商務流通グループで取りまとめられた「H22 年消安法課題の整理」では、現在の消安法における安全確保の仕組みが引き続き有効であるのか、現時点でレビューを行い、さらに消費生活用製品の安全規制の有効性の向上を図っていくことが重要であるとしている。

本調査は、昨年度の調査で示された着目点について、我が国と欧州の比較調査を行い、我が国の実態にふさわしい、将来に向けての仕組み作りについて検討するものである。

2.2 調査方針と調査のポイント

2.2.1 調査方針

本調査では、我が国の製品安全に関する法制度や民間事業者等の製品安全に対する活動の実態を把握するとともに、欧州の GPSD 等の製品安全に関する法規制や民間事業者等の製品安全に対する活動の実態と課題を明らかにする。そして、我が国の実態にふさわしい、将来に向けての仕組み作りについて検討する。

調査にあたって、4 ページに示した「H22 年消安法課題の整理」に示されている 3 点の着目点に加え、本年度、消安法と GPSD の比較によって新たに抽出した 2 点の着目点をあわせた 5 点の着目点に留意し、我が国と欧州における製品安全規制のメリットと課題を明らかにした上で、上記に記載した本調査の調査方針にしたがって検討を行う。

図 2-1 消安法と GPSD の比較

（出典：平成 22 年度調査「消費生活用製品安全法に基づく安全規制の課題と整理」）

平成22年度の調査によって抽出された消安法の着目点は以下の3つである。

■着目点①・・・必須要求事項について

消安法では、第1条にて「一般消費者の生命又は身体に対する危害防止を図る」こととされているが、その基本理念は特に定めていない。一方、欧州のGPSDでは、必須要求事項として、製品を市場に流通させる際に満たすべき安全や品質において最低限守らなければならない事項が定められている。

■着目点②・・・品目指定について

消安法におけるPSC マーク制度の中で、自主検査が義務付けられている「特定製品」と、その中でさらに登録検査機関による適合性検査が義務付けられている「特別特定製品」は、規制対象品目として製品流通前規制が規定されている。PSC マーク制度の対象品目ではない非指定品目については、製品流通後規制のみしか規定されていない。一方、欧州のGPSDは、特定の製品指令（玩具指令、低電圧指令等）の対象ではない消費者用の製品を対象としている。

■着目点③・・・個別技術基準について

政令で限定的に指定している特定製品に対する技術基準は、目的、機能的要求、要求水準、検証方法、みなし規定までを含んだ仕様規定を基本として国が定めているのが実態である。したがって、技術の発達に伴う、技術基準改正等において柔軟な対応が容易ではない。

本年度、新たに着目した点は以下の2点である。

■着目点④・・・自己適合宣言について

我が国の消安法においては、リスクアセスメントや自己適合宣言の概念がないため、製品の安全性の立証に関しては製造事業者に任せられており、設計段階における未然事故防止に対する取り組みの実態が不明である。欧州のGPSDでは、製造事業者に対してリスクアセスメントが義務化されている。

■着目点⑤・・・事後規制（市場監視）について

我が国においては、国の委託事業によって試買試験が実施されているが、恒久的に実施する仕組みや組織が存在しない。欧州ではGPSDに基づいて市場監視組織が恒久的に市場監査を行い、不適合の製品の摘発を行っている。

以上の 2 点は、平成 20 年度調査「製品安全制度の整備に係わる調査・研究」において欧州でのヒアリング調査に基づいて明らかになった欧州における製品安全規制の課題に基づくものである。

⑴ **自己適合宣言の実情**

GPSD は CE マークの対象ではないが、他の指令において、自己適合宣言によって CE マークを付けている製品の製造事業者の中に、必要な技術文書を作成していなかったり、技術文書にリスクアセスメントの結果が示されていない不完全な技術文書を作成している製造事業者がみうけられる。市場監視活動によって判明した非適合製品の割合は、スウェーデン 28.5%、ドイツ 50%、フィンランド 37.5%、イギリス 33%という状況である。

⑵ **市場監視の実情**

欧州委員会は、数年前から欧州域内の製品の安全に一貫性がないことに気がつき、EMARS という一貫性のある市場監視を施行するためのグループを作り、活動を開始し、市場監視官のトレーニングハンドブックやリスクアセスメントのハンドブックを作成している。

（出典：平成 20 年度調査「製品安全制度の整備に係わる調査・研究」）

2.2.2 調査フロー

本年度の調査方針、着目点を踏まえて、調査フローを以下に示す。

背景

消費生活用製品の種類の多様化、輸入品の占める割合の増加、流通形態の多様化などの社会環境、消費者による製品の品質・安全への期待の高まりなど、消費者目線に立った製品安全政策の一層の推進が求められている。

調査のゴール

消費者保護の観点からより一層充実し、我が国の民間事業者の強みを活かすような消費生活用品の安全規制の将来的な在り方について整理する。

我が国における製品安全規制の実態
(民間事業者における消安法の非指定品目の取り扱い状況)を明らかにする。

欧州における製品安全規制の実態を多角的視点から明らかにする。

(1)我が国の民間事業者における製品安全に関する活動の実態調査

- 消費生活用製品を取り扱う民間事業者(製造事業者、輸入事業者、販売事業者等)に、どのように製品安全活動に取り組んでいるかの実態調査。

(2)欧州のニューアプローチ制度における製品安全に関する活動の実態調査

- 欧州のニューアプローチ制度における製品安全規制の運用状況、効果、課題等について、規制当局だけでなく消費者視点からの実態調査。

(3) 我が国と欧州の製品安全に関する活動の比較検討調査

- 欧州と我が国の製品安全規制との比較
- 消費生活用製品安全法の包括的な製品安全規制体系の課題の整理
- 課題に対する解決の方向性の具体的な検討

(4) 検討結果の整理

- 我が国の強みを生かした、消費生活用品の安全規制の将来的な在り方について考察する。

図 2-2 調査フロー

2.3 調査方法

⑴ 我が国の民間事業者における製品安全に関する活動の実態調査

消費生活用製品を取り扱う民間事業者(製造事業者、輸入事業者、販売事業者等)に対して、どのように製品安全に関する活動に取り組んでいるか実態調査(ヒアリング調査)を行った。

- 非指定品目を扱う民間事業者に対して、消安法以外の法令による製品流通前規制（電気用品安全法、食品安全法、製造物責任法）や、自主的な製品安全に関する取り組みを実施しているかについて調査を行った。
- ヒアリング調査の結果を分析し、消安法の在り方を検討するにあたっては、我が国の強みを活かしつつ、弱みを補うような製品安全規制の制度の在り方、運用の在り方を検討した。

⑵ 欧州のニューアプローチ制度における製品安全に関する活動の実態調査

海外現地調査(規制機関や民間事業者、消費者団体等へのヒアリング調査)を実施し、昨年度に引き続き先行事例である欧州のニューアプローチ制度について、これに関連する規制当局、産業推進当局、民間事業者、消費者等の多角的視点から実態調査を行った。

- 欧州の製品安全規制の実態調査で対象とする規制は、我が国の消安法における適用範囲の製品とほぼ同様な製品を規制する欧州のニューアプローチ制度の一つである「一般製品安全指令(GPSD)」とした。
- 我が国における、より一層充実した消費生活用品の安全規制の将来的な在り方について検討すべく、規制当局、産業推進当局、民間事業者、消費者等の多角的視点からの実態調査を行った。具体的には、欧州の消費者団体、製造事業者等から見た、欧州の製品安全規制の現状と課題を制度的観点及び運用的観点から明らかにした。現状と課題を抽出・整理することにより、我が国の消安法改正の見直しに際して参考にできるポイント、検討を要するポイント、詳細に議論すべきポイントを整理した。

⑶ 欧州と我が国の製品安全規制の比較検討調査

学識者や検査機関、民間事業者、消費生活コンサルタントといった専門家や事業者による検討委員会を設置し、我が国の消費生活用製品分野において、欧州のニューアプローチ制度における運用面の課題や基準体系の調査及び検討を行い、我が国と欧州の製品安全規制の比較を行った。この比較結果から、消安法の包括的な製品安全規制体系の課題を整理し、その課題の解決に向けた議論を行った。

3. 我が国の民間事業者における製品安全に関する活動の実態調査

本章では、現状の消費生活用製品における民間事業者の製品安全に関する取り組みについて実態調査を行い、将来の市場変化も念頭において現状の消安法における将来的な懸念事項の抽出を行うことを目的として、消安法を中心とした我が国の製品安全規制の特徴や、民間事業者の製品安全に関する取り組みの現状を整理する。

本章の整理にあたっては、3.1 節に消安法を中心とした我が国の製品安全に関する法制度について整理するとともに、製品事故の発生状況や法制度の運用状況を概観する。

3.2 節では、民間事業者の製品安全に関する活動の実態や課題、今後の動向について、ヒアリング調査や公開情報に基づいて記載する。その際、4 ページに示した「H22 年消安法課題の整理」の着目点である①必須要求事項について、②品目指定について、③個別技術基準について、留意しながら整理する。

3.3 節では、我が国の民間事業者における製品安全活動について整理する。

3.1 消安法を中心とした我が国の製品安全に関する制度について

3.1.1 消安法及び製品安全に関連する法制度について

消安法は、冒頭で紹介したように安全な消費生活に対するニーズの高まりを受け制定され、特に近年、製品事故情報報告・公表制度や長期使用安全点検制などの製品流通後規制について充実・強化がなされている。

製品流通前の安全規制については PSC マーク制度、製品流通後の安全規制としては、PSC マーク制度、長期使用製品安全点検制度、製品事故情報報告・公表制度等が制定されている。各々の制度の特徴を以下の表 3-1 にまとめる。

表 3-1 消安法の安全規制の概要

	規制対象	製品流通前の安全規制	製品流通後の安全規制
PSC マーク制度	特定製品（10 品目）	・規制対象製品を「特定製品」と指定し、国が技術基準を定めている ・特定製品は PSC マークを付けなければ販売できない	①改善命令：特定製品が技術基準に適合していない場合や、損害賠償への備えが十分でない場合には、事業者に対し「改善命令」を発することができる。 ②表示禁止：特定製品が技術基準に適合していない場合マークの表示禁止を指示できる。 ③危害防止命令：一般消費者の生命や身体に及ぶ危害発生及び拡大を防止するために特に必要がある場合、製造・輸入・販売事業者に回収等の措置を命ずることができる。

製品事故情報報告・公表制度	全ての消安法対象製品	－	・消費生活用製品により、重大製品事故が発生した場合、事故製品の製造・輸入事業者は、事故発生を知った日から 10 日以内に国に報告しなければならない。
長期使用製品安全点検制度	特定保守製品(9 品目)	－	・特定保守製品の製造・輸入事業者に、製品に設計標準使用期間、点検期間、点検の要請を容易にするための問合せ連絡先等を表示することが義務付けられている。特定保守製品の所有者には、製造・輸入事業者に対して所有者情報を提供することが求められている。

上記の表 3-1 に整理したとおり、消安法では、特定製品については、製品流通前に国が技術基準を定めており PSC マークを付けなければ販売できない。一方、特定製品以外の製品に対しては、技術基準を定めていないものの、製品事故情報報告・公表制度によって、流通後の規制が行われている。

その他、図 3-1 に示すように、消安法の対象となる製品は、「主として一般消費者の生活の用に供される製品全般」とされているが、一部のリスクの高い製品は、電気用品安全法等の他の法令で製品流通前に技術基準等が定められている。

図 3-1 消安法の対象範囲

3.1.2 我が国の製品安全の法制度の運用状況

(1) 製品事故情報報告・公表制度の運用状況

平成19年5月14日から開始された重大製品事故情報の報告制度における重大製品事故の受付件数は、平成19年度（1,190件）、平成20年度（1,412件）、平成21年度（1,172件）、平成22年度（1,141件）と推移しており、平成20年度にいったん上昇したものの、その後減少・横ばいで推移している。

このうち、ガス機器、石油機器、電気製品に起因する事故を除く、「その他」の割合は約2割を占めている。

表 3-2 重大製品事故の受付件数の合計（平成19年5月14日～平成23年3月31日）

	死亡	（うち火災による死亡）	重傷	（うち火災による重傷）	火災	一酸化炭素中毒	後遺障害	計
ガス機器	40	(33)	49	(24)	683	35	0	807(16%)
石油機器	51	(46)	17	(12)	605	12	0	685(14%)
電気製品	53	(43)	126	(5)	2,297	4	2	2,482(51%)
その他	85	(0)	736	(5)	110	0	10	941(19%)
合計	229 (5%)	(122)	928 (19%)	(46)	3,695 (75%)	51 (1%)	12 (0%)	4,915

注：被害件数の合計を受付件数の合計数に一致させている。このため、「火災」の件数からは、「火災」かつ「死亡」（25件）、「火災」かつ「重傷」（10件）の数字を差し引いている。火災事故報告された受付件数では８９３件となる。
「一酸化炭素中毒」の件数からは、「一酸化炭素中毒」かつ「死亡」、「一酸化炭素中毒」かつ「重傷」の数字を差し引いている。「死亡」かつ「重傷」の事故は、「死亡」のみを計上している
（出典：産業構造審議会消費経済部会第16回製品安全小委員会（平成23年5月31日）「資料1-1　製品安全政策に関する取り組み状況について」）

重大製品事故発生状況のうち、他の法令でカバーされていない「その他」の部分において、ライターについては、使い捨てライターを使用した子供の火遊びによる火災の発生などによって平成21年度は重大事故が9件発生したことを受け、消費生活用製品安全法施行令の一部が改正され、規制対象製品にライター（たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となつているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。）が追加され（平成22年11月10日公布、平成22年12月27日施行）、消費生活用製品安全法に基づくライター規制が開始された。また、経過措置が終了した平成23年9月27日より、新たな基準に適合しないライターは、販売が完全に禁止となった。

このように、製品事故報告・公表制度によって、公表することによる注意喚起や同種の事故再発防止のための事業者による市場対応、事故未然防止のための施策等など、重大製品事故が発生した製品に対して機能していることが推察できる。

表 3-3 「その他」の製品の受付件数品目上位の推移

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数	品目名	件数
1	デスクマット	45	自転車	19	自転車	36	自転車	32
2	電動アシスト自転車	32	介護ベッド用手すり	18	電動車いす	18	脚立・踏み台・はしご	19
3	脚立・踏み台・はしご	15	電動車いす	16	いす	16	いす	16
4	電動車いす	10	脚立・踏み台・はしご いす	13 13	脚立・踏み台・はしご	14	靴	14
5	自転車 介護ベッド用手すり	9 9			電動アシスト自転車 ライター	9 9	自転車用幼児座席	13

（出典：産業構造審議会消費経済部会第 16 回製品安全小委員会（平成 23 年 5 月 31 日）「資料 1-1　製品安全政策に関する取り組み状況について」）

(2) 輸入製品の事故の実態

事故報告件数の製品を生産地別に見ると、国産の製品が関係した事故は平成 21 年度（90 件 41.1%）、平成 22 年度（112 件 46.5%）であり、外国産が半数以上を占めている。

特に中国産製品については、平成 21 年度（93 件 42.5%）は国産を上回る事故件数であった。平成 22 年度には外国製品による事故の割合がいったん減少しているものの、国産の製品とともに、外国産の輸入製品による事故についても注視する必要がある。

産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会においても、中国とのリコール情報の共有化などの関係強化や、輸入品による事故についての詳細分析の必要性が示唆されている。

表 3-4 「その他」の製品の生産国別の報告件数

	国産	外国産						不明	計
			中国	韓国	台湾	タイ	その他		
H21年度	90	125	93	1	14	2	15	4	219
	41.1%	57.1%	42.5%	0.5%	6.4%	0.9%	6.8%	1.8%	100.0%
H22年度	112	125	85	14	1	2	20	4	241
	46.5%	51.9%	35.3%	5.8%	0.4%	0.8%	8.3%	1.7%	100.0%

（出典：産業構造審議会消費経済部会 製品安全小委員会 第 15 回「資料 1 平成 21 年度重大製品事故報告・公表制度の施行状況について」、第 16 回「資料 1-1　製品安全政策に関する取り組み状況について」より作成）

表 3-5 輸入品に対する取り組みに関する見解

1.製品安全政策に関する取り組み状況について

輸入品による事故の増加があり、今後とも中国を始めとする各国との取り組みを強化していくことが重要。また、輸入品による事故について詳細な分析を行っていくことが必要ではないか。

（出典：産業構造審議会消費経済部会第 16 回製品安全小委員会（平成 23 年 5 月 31 日）議事要旨より抜粋）

(3) 我が国政府の民間事業者に対する製品安全促進の取り組み

(a) リスクアセスメントの促進

事故の未然防止をさらに強化していくためには、企業が製品の設計・開発段階から、様々な使用方法等を想定し、リスクアセスメント(危険性の洗い出し)を積極的に行い、より安全性を高めた製品が市場に供給されることが重要である。

このため、平成 22 年 5 月に経済産業省において「消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック【第一版】」及び、「消費生活製品向け リスクアセスメントのハンドブック【実務編】」が策定されている。経済産業省において、今後、業界団体等を通じ事業者への一層の普及を図り、リスクアセスメントの定着を目指すとともに、「製品安全セミナー」等を通じて消費者への浸透を図り、企業の取り組みを促進することが計画されている。

(b) 製品安全対策優良企業の表彰

経済産業省において、平成 19 年度から製品安全対策優良企業表彰を実施し、製品安全に対して積極的に取り組む事業者を表彰し、受賞企業の製品安全への取り組みは、パンフレットや表彰制度ホームページへの掲載等を通じて広く紹介が行われている。

表彰は、企業規模（大企業／中小企業）、業種（製造・輸入事業者／小売販売事業者）に区分され、以下のような基準で評価されており、製造・輸入事業者や小売販売事業者における製品安全情報の発信や製品安全文化の構築が重要である点が示されている。

表 3-6 製品安全対策優良企業表彰の審査基準

業種	審査基準
共通	●製品を安全に使用してもらうための取り組み • 「製品の正しい使い方」などの製品安全情報の発信や、ユーザーへの情報提供等の、事故の予防の取り組み ●製品安全文化構築への取り組み • 自社・協力会社の従業員の製品安全教育、業界団体への働きかけ等を通じた、自社や社会の製品安全文化の構築
製造・輸入事業者部門	●安全な製品を製造するための取り組み • リスクアセスメント、品質管理、協力会社の監査・モニタリング等を通じた、安全性の高い製品の製造・事故の未然防止 ● 出荷後に安全上の問題が判明した際の取り組み • 事故情報の早期入手、関係者への迅速な情報伝達など事故の再発防止
小売販売事業者部門	●安全な製品を仕入れ・販売するための取り組み • メーカの選定、納入製品の検査等による安全性の高い製品の仕入れ等 ●事故やリコール等が起きた際の取り組み • 製造事業者が行うリコールへの協力、関係者への迅速な情報伝達等を通じた事故の予防・再発防止に向けた取り組み

（出典：経済産業省ホームページ「製品安全対策優良企業表彰」評価基準より抜粋）

⑷ 我が国政府の消費者に対する製品安全促進の取り組み

製品安全を実現するためには、政府・事業者のみでなく、消費者の意識を高めることが重要である。このため、経済産業省・消費者庁を中心に、製品安全に関する取り組みを進めている。特に消費者への製品危険情報の周知として以下のような活動を行っており、製品安全に関するポータルサイト「製品安全ガイド」で公表している。

表 3-7 消費者に対する製品安全促進の取り組み例

区分	事業名
情報提供	①重大事故報告・公表制度のプレス発表 ②リコール情報のホームページ掲載（製品安全ガイド） ③重大事故報告のデータベース化（製品安全ガイド） ④製品事故に関するリーフレットの作成・公開（㈱製品評価技術基盤機構） など
周知イベントの開催	⑤ 「製品安全セミナー」の開催（全国約 20 箇所） ⑥ 「製品安全総点検週間」の設定 ⑦ 消費者団体とセミナー・ワークショップの共催

（出典：経済産業省ホームページ「製品安全ガイド」、㈱製品評価技術基盤機構ホームページ等より抜粋）

3.2 我が国の民間事業者における製品安全に関する活動の実態について

3.2.1 我が国における民間事業者の取り組みの現状

我が国における製品安全に関する取り組みの実態、及び本年度実施したヒアリング調査等を踏まえて以下に記載する。本調査においては、製造事業者、輸入事業者、販売事業者及び業界団体を対象として、民間事業者の製品安全に対する取り組みの現状や企業が直面する課題等を調査した。

(1) 製品安全全般に関する現状と課題について

(a) 現状

現在、消安法において特定製品に指定されていない製品品目は、製品流通前規制の対象にはなっていないが、日本市場に流通する製品の安全性は一定レベル保たれていると考えられる。その要因として以下のような実態が挙げられる。

我が国においては、消安法によって消費生活用品全般がカバーされており、重大製品事故が発生した場合、製造・輸入事業者には全て報告する義務、流通事業者には努力義務が課せられている。また、報告された消費生活用製品に起因する事故は全て公表されている。

このため、事故が発生した場合の会社イメージへの損失が大きい製造・輸入事業者や流通事業者においては、事前の法的規制がなくとも、自主的に製品安全に関する取り組みを行っている状況にある。具体的には、業界団体等において、法令で定められていない消安法の非特定製品についても自主基準等を作成し、業界独自のマークを作るなどの取り組みが挙げられる。

また、消費生活用品のうち過去に事故等が起こったような危険性の高い製品は、消安法で特定製品として指定されるか他の法令で規定され、技術基準に基づいて第三者機関による検査を行うことが義務付けられている。例えば、プラスチック製品については消安法では特定製品ではないが、食器などの食品に接して使用されるものについては、食品衛生法において技術基準が定められ、検査機関での検査が義務付けられている。

(b) 課題

現在の業界団体等の自主的な取り組みは法的な強制力がなく、業界団体等に所属していない事業者や海外事業者等を含めた全ての事業者に義務付けることはできない。重大事故があった製品を公表することで自主的な取り組みを促す状況では、自社ブランドが確立していない中小の製造事業者や流通事業者においては製品安全に取り組むインセンティブとなりにくいと考えられる。

現時点でも、ガス・石油・電気製品以外のその他製品については、中国をはじめとする輸入品に起因した製品事故が全体の5割以上を占めており、今後、さらなる輸入品の増大等によって、潜在的な問題が顕在化することが懸念される。また、消安法において、製品

安全に対する基本理念や考え方が示されていないことも、課題であると昨年度の調査「H22 年消安法課題の整理」において指摘されている。

(2) 製品安全に関する個別の制度について

(a) 製品流通前規制について

現在、消安法で特定製品として指定されていない製品についても、業界団体等において、自主的な取り組みとして業界標準や自社基準が定められている。

業界標準等は、JIS 規格や ISO 規格を参照しながら作られている。さらに一部の業界や製造事業者では、検査機関への検査を自主的に行っている。こうした業界基準を作る際に基準となる「安全性」は、消費者の意識によって受け止め方が異なることもあり、絶対的なものではないという特性を有する。このため、現時点で自主基準を運用している業界においては、より柔軟に対応できる業界基準での運用が望ましいという意見も得られた。

(b) 品目指定について

消安法の特定品目は、国で定めた技術基準に基づき製造し、市場流通前に第三者機関の検査に合格することが求められている。「H22 年消安法課題の整理」において、消安法の特定品目が現状のままで十分か、という問題認識が示されている。

一方で、個別品目を指定する方法（ポジティブリスト方式）では、輸入事業者や製造事業者の業界団体等に所属していない事業者が、危険性が懸念される新しい製品を製造又は輸入した場合、事故が発生する前に対応、規制する仕組みがないという制度上の課題もある。

(c) 個別基準について

消安法における特定品目は、国で詳細に定めた機能的要求、要求水準、検証方法等の技術基準に基づき製造し、市場流通前に第三者機関の検査に合格することが求められている。「H22 年消安法課題の整理」において、詳細な技術基準を法律で定めることが日々進化する新技術、新製品等に速やかに対応可能か、という問題認識が示された。

国によって個別基準が定められているメリットとしては、自社でリスクアセスメントを行う力の弱い事業者においては、示された基準にしたがって製造することで安全性が確保される仕組みになるという点が挙げられる。

(d) 事後規制（試買試験等）について

我が国においては、国による試買試験が実施され、その結果が公表されている。

一方、試買試験の課題としては、特定製品以外については、危険性が予見される製品を見つけた場合でも、明確な基準のないため、事故発生前に流通を阻止することが難しい点

である。一部の輸入事業者等による安全性が疑問視される製品の流通を問題と考える業界もあり、市場監視機能を改善する必要性も事業者等から指摘されている。

(3) 製品安全に関するその他の取り組みについて

(a) 消費者の意識啓発等について

日銀のワーキングペーパーによると、我が国のインフレ率は1998年頃から2005年頃まで緩やかながら長期間にわたってマイナスとなっており、特に耐久消費財や電気機械等の価格の低下が大きいことが報告されている[1]。長期間継続したデフレ経済のもと、現在の我が国の消費者物価は低下しているが、価格以外の価値（信頼・安心・安全など）にこだわりを持つ消費者が多いことを示す、経済産業省の調査結果も公表されている（図 3-2）。この消費者購買動向調査では、消費者の「こだわり」のポイントは、信頼できる（60.4%）、安心できる（53.6%）、に次いで低価格（53.5%）となっており、価格が最優先ではないという結果となっている。なお、「安全」もこだわりポイントとして 50%を超える結果となっている。

（出典：「消費者購買動向調査」平成 22 年 4 月 21 日，経済産業省）

図 3-2 商品等選択時の「こだわり」ポイント

以上を踏まえると、実際の消費者の行動の要因は正確につかむことは難しいが、消費者において「価格」が最優先ではなく、信頼・安心・安全への関心を持っていることも事実であることから、今後、さらに消費者啓発を行うことが有効であると考えられる。

消費者に製品の安全性や信頼性に関する情報提供は、我が国では主に市町村に設置された消費者センターなどよって実施されている。しかし図 3-3 に示すように、実際に消費者

---

[1] 「日本の物価変動の背景：事実と論点の整理」平成 23 年 12 月，日本銀行 WP

が参考にしている情報源としては、例えば家電製品では「テレビ」、「企業のオフィシャルホームページ」、「インターネット上の情報検索サイト」、「商品・サービスに関する価格比較サイト」などが上位を占めている。

消費者の意識啓発と同時に重要なのは、消費者が安全な製品とそれ以外の製品を見分ける仕組みをわかりやすくすることである。消費者に適切に製品安全に関する情報提供を行うためには、現在活用されている情報源を活用することも考えられる。

（出典：「消費者購買動向調査」平成 22 年 4 月 21 日，経済産業省）

図 3-3 消費者が参考にする情報源

例えば、企業のオフィシャルホームページに、統一的な製品安全の品質基準・安全基準等の情報を掲載することなども考えられる。現在は、多くの情報が業界ごとに作成されていることから、品質基準・安全基準等のマーク等を含めて統一を図り、消費者に安全な製品が把握できる仕組みとすることも考えられる。

(b) 事業者の表彰制度について

平成 19 年度から継続的に実施されている「製品安全対策優良企業表彰」については、表彰の対象として「小売・販売」部門があることで、サプライチェーン全体として製品安全の実現が必要であることの周知につながっている点が示唆される。

製品安全への取り組みは社内的に評価されにくいという課題が、ヒアリング調査等によって得られた。この表彰制度のように外部からの評価を得ることで、社内的にも活動の成果が認められやすい点や、消費者に対する安全性のアピールになることが期待できることが示唆される。

3.2.2 民間事業者の製品安全に関する取り組みの今度の動向について

製品安全に関しては、経済産業省内に設置されている産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会等でもその方向性について議論がなされている。

同委員会においては、現在の消安法の取り組みについては以下のような指摘や方針が示されている。

■長期使用製品安全点検制度について

- 重大製品事故の減少を図るため、長期使用製品の安全対策として、業界として自主的に行っている取り組みも含めて、引き続き取り組みを行っていく方向。

■製品事故情報収集・公表制度

- 重大製品事故報告・公表制度については、事業者や消費者から機能しているとの声を聞く。今後も、消費者庁とも連携しながら、制度を積極的に活用していくことが望まれる。
- 製品事故に関連する施工ミスを防ぐため、施工業者に対する周知についても頻度高く引き続き行っていくべき。
- 事故情報を共有することが非常に重要。産業界においては、事故情報をもとに製品の設計などへ活かすことが可能。
- 消費者へもさらにリコール情報などが届くよう、関係省庁間で連携を図るべき。

■輸入品について

- 輸入品による事故の増加があり、今後とも中国を始めとする各国との取り組みを強化していくことが重要。また、輸入品による事故について詳細な分析を行っていくことが必要ではないか。

（出典：産業構造審議会消費経済部会 製品安全小委員会 第 15 回議事要旨より抜粋）

3.3 我が国の民間事業者における製品安全活動のまとめ

我が国では消費者に安全な製品を届けるために、主に製造事業者への規制を通じた製品安全の取り組みがなされている。図 3-2 はヒアリング調査等で確認できた我が国の取り組みを表したものである。

図 3-4 我が国における製品安全への取り組みのイメージ

文献調査やヒアリング調査に基づいた、我が国の民間事業者における製品安全に関する取り組みの特徴を端的にまとめると以下のように示される。

○ 消安法及びそれ以外の多様な法制度によって、また、製造事業者等の自主的な取り組みによって、安全性が概ね確保されている。 ○ 品目指定により技術基準があるものとないものがあり、安全な製品の定義も明確でない部分がある。そのため、事業者の製品安全の取り組みが二極化する可能性がある。

3.3.1 製造事業者等の自主的な取り組みについて

(1) 製造事業者等の自主的な活動による安全性の確保の仕組み

消安法においては、非特定製品は製品流通前規制の対象にはなっておらず、技術基準等も定められていない。しかし、我が国における消費生活用製品に起因する重大事故は、大きな問題とはなっておらず、概ね安全性が確保されているといえる。その要因の一つには、業界団体等において、法令で定められていない消安法の非特定製品についても業界基準等を作成し、業界独自のマークを作るなどの取り組みを行っていることが挙げられる。

我が国の製品安全は、法制度の他、民間事業者や関連する業界団体の結束力等によって、

安全性が保たれてきていると考えられる。

⑵ 流通前規制のない製品への対応

消安法における非特定製品については、技術基準が定められていない。また、消安法対象製品全般に対する安全の基本理念や考え方までは触れていない。安全の定義が明確でないため、危険性が予見される製品についても市場から排除する根拠が乏しく、事故が発生する前に市場から排除するという事前の対応が難しいという特徴がある。

3.3.2 きめ細かな法制度による安全性確保の仕組みについて

⑴ 消安法以外の多様な法制度による規制

消費生活用品のうちリスクの高い製品は、消安法で特定製品として指定されている以外にも食品衛生法や電気用品安全法等で規制され、技術基準に基づいて第三者機関による検査が義務付けられている。消費生活用製品の安全性は、消安法のみでなく、多様な法制度を含めて概ね確保される仕組みになっている。

⑵ 事故情報報告・公表制度

消安法の製品事故情報報告・公表制度においては消費生活用品全般がカバーされており、製造・輸入事業者には、重大製品事故の発生を知った場合は全て報告する義務が課せられている。このため、事故が発生した場合の企業ブランド等の損失を考慮して、事前の法的規制がなくとも自主的に製品安全に関する取り組みを行っている製造事業者・流通事業者も多い。

一方で、危険性が予見される製品を流通した事業者に対しても、事故が発生する前では罰則規定もなく、事業者のモラルやレピュテーションリスクに依存した強制力のない体制においては、事業者における製品安全への取り組みが二極化する可能性も懸念される。

また、我が国の製品安全に関する特徴は、制度的な観点も含めると以下のとおり整理される（表 3-8）。

表 3-8 我が国の製品安全に関する特徴

○ 我が国では、消安法を基本とした多様な法制度により、製品安全は概ね確保される仕組みとなっている。

- ➢ 消費生活用製品のうちリスクの高い製品の多くは、消安法で特定製品として指定されている以外にも他の法令で規制されている

○ 事故情報収集・公表システムにより、自主的な取り組みを促す仕組みがある。

- ➢ 重大製品事故と非重大事故情報を集めて公表する仕組みがある。
- ➢ 事業者のモラルやレピュテーションリスクに依存した仕組みでは、企業によって取り組みが二極化する可能性がある。

○ 消安法の非特定製品に関しては、事前規制はない。

- ➢ 消安法の非特定製品は、流通前の技術基準等が明確にされていないため、試買試験で安全に対する懸念があっても市場から排除することが難しい。

○ 事業者の自主的な取り組みによって安全性が概ね確保されている。

- ➢ 企業ブランド等を考慮して、法的規制（流通前規制）がなくとも自主基準を設けて製品安全に関する取り組みを行っている業界団体等が存在している。

以上を踏まえ、現状の我が国における製品安全についてレビュー・検討を行った結果、現状では、我が国は製品安全が概ね確保される仕組みとなっているものの、今後、さらなる海外からの輸入増加等、市場環境が変化した場合への対応や、自主的に取り組みを行う事業者とそうでない事業者の二極化が進まないようにするなど、将来にわたって製品安全が確保されるための仕組みを検討していく余地があるものと考えられる。

4. 欧州のニューアプローチ制度における製品安全に関する活動の実態調査

欧州では、GPSD のように事業者による自主的な取り組みを前提とした規制が行われている。このような自主的な取り組みを前提とした規制によって、実態として製品安全が確保されているのか文献調査やヒアリング調査を通じて検討を行い、確保されているとすればどのような背景があるのか、もし課題があるのであればどのような課題があり、欧州では今後どのようにして課題を解決しようとしているのかを整理し、我が国における今後の製品安全を考えていく上で参考とするための調査を行った。

本章の整理にあたっては、GPSD に関して 2.2.1 節に記載した 5 つの着目点（「必須要求事項」、「品目指定」、「個別技術基準」、「自己適合宣言」、「事後規制（市場監視）」）や RAPEX(Rapid Alert System for non-food dangerous products : 非食品緊急警告システム)の特徴について法文等をもとに 4.1 節に整理する。次に、5 つの着目点から見た、欧州の製品安全規制、民間事業者等の製品安全に関する取り組みに関して、その実態や課題、今後の動向について 4.2 節に記載する。そして欧州における製品安全活動とその背景についての総括を 4.3 節で整理する。

4.1 欧州の製品安全規制の特徴

4.1.1 GPSD について

GPSD とは、ニューアプローチ指令（以下、「NA 指令」という）の一つであり、低電圧指令や玩具指令など、個別製品に関する NA 指令やその他の指令で規制されない消費生活用の製品の安全を確保するために 1992 年に制定された。2001 年に市場監視が要求事項として付記されることに伴って GPSD は改正され、現在に至っている。なお、指令とは加盟国各国に本指令の要求事項を満たした国内法策定を促すものであり、加盟国内の民間事業者等を規制するものでない。したがって、加盟国内の規制に関しては、あくまでも各国の国内法に基づくことになる。

GPSD について、2.2.1 節に示した 5 つの着目点「必須要求事項」、「品目指定」、「個別技術基準」、「自己適合宣言」、「事後規制（市場監視）」について、その特徴を示す。

(a) 必須要求事項

GPSD の必須要求事項は、「生産者は、安全な製品のみを市場に出すことを義務付けられるものとする。」（GPSD 第 3 条の 1）と記されている。また、「安全な製品」の定義は、「使用期間や、該当する場合には敷設・取付・保守要件を含め、通常の、又は合理的に予測可能な使用条件下で、いかなるリスクももたらさない～（中略）～人の安全と健康にとって許容可能かつ人の安全と健康の高水準の保護に矛盾しないとみなされる、製品の使用と両立しうる最小限のリスクしかもたらさないあらゆる製品を意味するものとする。」

（GPSD 第 2 条の(b)）と「リスク」という概念を用いて記されている。

(b) 品目指定

GPSD を適用する品目に関しては、「本指令の各規定は、当該製品の安全に適用される共同体法の規則に同じ目的の個別規定がない限りにおいて適用されるものとする。」（GPSD 第 1 条の 2）に記されているとおり、低電圧指令や玩具指令など、個別製品に関する NA 指令やその他の指令で規制されない全ての消費生活用の製品を対象にしている。

(c) 個別技術基準

GPSD の個別技術基準は、「製品は、当該製品の安全に適用される個別の共同体規格が存在せず、自国領土内で製品が市販される加盟国の国内法の個別規則に適合している場合には、関連の国内法によって扱われた側面に関する限りにおいて、安全とみなされるものとする。」（GPSD 第 3 条の 2）と記されており、整合規格で規定され（実際の適用に関しては任意)、整合規格が存在しない場合は加盟各国の国内規格が用いられる。また、整合規格も国内規格も存在しない場合は、「一般安全要件への製品の適合は、とりわけ以下の要素を考慮に入れることによって評価されるものとする。」（GPSD 第 3 条の 3）と記されているとおり、製造事業者の自主的な取り組みに任されている。

(d) 自己適合宣言

GPSD は、生産者の責任として、「生産者は、製品の通常の、又は合理的に予測可能な、使用期間全体を通じ製品に内在するリスクが、適正な警告を行わない限り一見して～（後略)」（GPSD 第 5 条の 1）に記されているとおり、リスクアセスメント等を実施し、必須要求事項を満たしていることを立証しなければならない。なお、GPSD は玩具指令や低電圧指令と異なり、必須要求事項を満たしていることを示す CE マークを貼付することを要求していない。

(e) 事後規制（市場監視）

GPSD が 2001 年に改正されたことで、新たに追加された要求事項は市場監視である。それにより、加盟国各国で市場監視の組織を立ち上げて実施することが要求されることになった。具体的には、GPSD の第 8 条に記載されている。その具体的な要求事項の内容の一部として、第 8 条の 1(a)を以下に示す。

(a) いかなる製品についても、

i. 安全であるとして市場に出された後でも、使用又は消費の最終段階に至るまで、製品の安全特性についての適切なチェックを十分な規模で組織すること。

ii. 関係当事者に対し、必要な全ての情報を要求すること。

iii. 製品のサンプルをとり、その安全チェックを実施すること。

（出典：GPSD）

4.1.2 RAPEX について

製品安全を実現するために欧州全体の製品安全の情報を共有するデータベースであるRAPEX の運用が 2004 年に開始された。RAPEX は、消費者の健康と安全に深刻な危害を引き起こす可能性のある製品の販売と利用を防止・制限する措置を実施する市場監視組織が欧州委員会を通して、加盟国間における迅速な情報交換を行うことを可能とするデータベースである。また、毎週金曜日に各国当局が報告した危険製品の RAPEX Notification を公表している。この RAPEX Notification には、報告国、製品の特徴・写真、危険源及び事故事例、規制機関としての対応が記載されている。

No. Ref.	Notifying country	Product (Click on the photo to enlarge)	Danger	Measures adopted by notifying country	Products were found and measures were taken also in: (*)
1 0203/12	Spain	Category: Clothing, textiles and fashion items Product: Christmas headband with lights (diadema navideña con luz) Brand: ITC Type/number of model: REF:9990315 Barcode: 8435340603154 Description: Headband with lights. Attached on top are two figures wearing Santa hats and bows. Between the two figures there is a sign which reads, "Feliz Navidad". It comes packaged in a transparent plastic bag with a cardboard label. Country of origin: China	Choking The product poses a risk of choking because the battery compartment can be easily opened. The product is relatively small, so, it is likely to be used by children who may have access to the batteries, put them in the mouth and swallow them.	Withdrawal from the market ordered by the authorities.	

図 4-1 RAPEX Notification

（出典： Weekly overview report of RAPEX notifications -report 6 - 2012）

4.2 欧州における製品安全に関する取り組みの実態について

4.2.1 欧州における製品安全に関する取り組みの現状と課題

GPSD は、個別製品に関する NA 指令やその他の指令で規制されない全ての消費生活用の製品を対象にしているため、包括的な製品安全規制体系であり、必須要求事項や RAPEX 等による事前規制が法的な枠組みとして整ってはいるが、そもそも指令であるため、各国法として立法化される際のその解釈や運用の面で課題も存在する。実際、製造事業者や消費者団体からはいくつかの課題が指摘されている。そこで、欧州における製品安全に関する取り組みの実態に関して、欧州委員会が 2011 年 11 月に発行した “Results of the public consultation on the revision of the General Product Safety Directive”（以下、「Consultation Paper」という）や、本年度実施したヒアリング調査等を踏まえて以下に記載する。

(1) 欧州における製品安全全般に関する現状と課題について

(a) 現状

欧州において製品安全の規制の枠組みに関しては、差し迫った問題点はないと考えられる。欧州における製品安全の状況に関して確認したところ、製品で大きな違反や問題が生じ、消費者の信頼を失うような事件はない、という回答を消費者団体から得た。この回答の背景には、特に目立った消費生活用製品の事故が発生していないため、欧州としては、製品安全に関しては特に問題視していない状況と認識しているからと考えられる。また、欧州委員会や消費者団体の見解として、北欧、西欧では、消費者の権利を守る制度及び GPSD が施行される前から製品安全規制が充実していたため、製品安全の取り組みが機能していると認識していた。このように欧州委員会等は GPSD が機能していると認識しているものの、GPSD を施行したことによる効果を定量的に測定することは困難と考えており、あくまでも規制としての枠組みが整っている点を評価していると考えられる。

(b) 課題

欧州委員会や民間事業者、消費者団体が認識している GPSD の一番の課題は運用の側面である。具体的には GPSD に基づいた各国の国内法への展開とその運用の点でバラツキが存在している。その背景には、各国の行政機関における予算や政策としての優先順位が関係するほか、国民性の違いも欧州委員会や消費者団体から指摘されている。南欧においては国民性の意識が北欧、西欧とは異なり製品の安全性に対する意識が異なるとされており、東欧に関しては旧共産圏という経済体制の背景によって、そもそも消費者の権利が十分に確保されていなかったこと、西欧に比べ産業の発展が遅れていたため、産業推進に力点が置かれており製品安全の取り組みが不十分であるという消費者団体からの指摘がある。

⑵ 必須要求事項について

(a) 現状

必須要求事項を大まかかつ性能規定化することで、製造事業者の選択の自由度や技術の進展を妨げることなく規制できる点が欧州における規制の特徴と欧州委員会は認識している。GPSD の必須要求事項に対する具体策は、製造事業者に任せる仕組みになっているため、製造事業者は自社の技術力や製造コスト等を勘案した上で、自社で運用可能な具体策を適用することが検討できるからである。

(b) 課題

指令の必須要求事項を国内法として立法する際に各国で解釈にバラツキが生じ、規制の水準が異なることによる課題が生じていると､欧州委員会やドイツ､オランダの規制機関、工業会、消費者団体から指摘されている。加盟国における規制は、指令に対応した国内法によって運用されるため、各国法に展開された必須要求事項にバラツキが生じている。例えば、製造事業者から、自社で製造した製品がある国では適合していると認められるが、隣の国では認められなかったという問題があった、また各国法に展開された必須要求事項に対する具体策も製造事業者に任せているため、製造事業者間でも必須要求事項の解釈や取り組みの水準が異なるといった声が工業会や製造事業者、消費者団体から挙げられている。

Consultation Paper では、必須要求事項を厳しくすべき、という指摘が示されており、安全な製品の定義を厳格にすべき、という消費者団体や製造事業者からの指摘がヒアリング調査からも得られているが、欧州域内の流通を促進させるという欧州連合の基本方針と矛盾するため難しい状況である。このように、バラツキを是正しつつ、単一市場を実現するという安全規制の在り方に現在ジレンマを感じているようである。

⑶ 品目指定について

(a) 現状

GPSD で対象とする製品は、それほどリスクが高くないため、社会的に大きな問題は生じていないと、ドイツの規制機関は認識していた。欧州では、リスク情報によって指令等の規制や品目指定、自己適合宣言の製品にするか認証が必要な製品にするか等の分類を行っている。したがって､このようにリスク情報によって品目指定や規制を検討することを、欧州委員会やドイツ、オランダの規制機関は非常に重要と認識している。

(b) 課題

GPSD は、他の指令が適用されない全ての製品を包括的に規制するという点で単純な仕組みに見るが、他の指令に該当しないか確認する必要があり、自社で製造している製品が

適用される指令の把握が煩雑であるという指摘が､欧州委員会や工業会に寄せられている。

⑷ 個別技術基準について

(a) 現状

NA 指令の整合規格は CEN/CENELEC で策定されているが、CEN/CENELEC は産業界が主体となって規格を策定している。したがって、CEN/CENELEC の規格を整合規格として活用することで、規制と産業推進の妥協点を見いだしているほか、整合規格を制定することで、国によって安全水準のバラツキが生じることが抑えられ、市場流通を円滑に促進できると欧州委員会は認識している。

(b) 課題

ヒアリング調査では、整合規格はあくまでも最低限の要求事項であるため、規格に整合した製品であるにも係わらず RAPEX で公表される場合もまれに存在すると、消費者団体が指摘している。したがって、実際のビジネスにおいて製造事業者は、整合規格以上の消費者が求める要求事項を満たしいくことが求められている。また、Consultation Paper では､｢技術の進化に規格の改正に追いついていないため､市場監視において準拠すべき基準が少なすぎている」という指摘がある。

⑸ 自己適合宣言について

(a) 現状

要求事項に対する具体策は製造事業者に任されており、製造事業者は自社の技術力や製造コスト等を勘案した上で、自社で運用可能な具体策を適用した上で要求事項への適合が宣言できる。

(b) 課題

自己適合宣言によって製品が必須要求事項を満たしていることを立証するにあたって、「製品の市場への投入後、何も問題が生じなければ、それは安全なものであるという推定が成り立つ」と考える製造事業者や、必須要求事項を満たしていることを自己適合宣言しているだけで、十分な安全性試験を行っていない製造事業者も存在するという回答を工業会、消費者団体から得た。また、GPSD は CE マークの対象ではないが、自己適合宣言の CE マークに関しては、“CE マークが付けているものは安全”、“CE マークが貼ってあると安全性試験等が十分に行われている”という誤った認識が消費者に広まっており欧州において課題になっているとドイツ、オランダの規制機関や消費者団体から回答を得た。その一方で、事前規制を徹底させることによる製品のコストの増加が消費者に対する経済的影響を考えることも大切であり、コストと安全性のバランスを適切に保つことが課題であ

ると、消費者団体は認識している。

(6) 事後規制（市場監視）について

(a) 現状

GPSD の 2001 年の改正によって市場監視が欧州連合加盟国全体で義務付けられた。これにより加盟国間でリスク情報が共有できるようになり、安全ではない製品を敏速に排除し、安全ではない製品を扱う製造事業者や販売事業者等に対して指導を行えるようになった。市場監視の仕組みが欧州連合全体で整備されたことに対して、GPSD が機能しているとドイツの規制機関や消費者団体は評価している。また、図 4-2 の示した市場監視によって報告されたリスクがある製品の摘発件数の増加に関して欧州委員会はホームページで「共有の努力、全ての国家当局と欧州委員会との間の効率的な協力の結果」と結論づけている。

図 4-2 市場監視によって報告されたリスクがある製品の件数

（出典：Keeping European Consumers Safe 2010 Annual Report）

(b) 課題

市場監視の仕組みは整ったものの、ヒアリング調査において欧州委員会や消費者団体から市場監視の取り組み（体制、人材、精度、頻度等）が各国・国内の地域間でバラツキがあることが課題として挙げられている。市場監視のバラツキの背景には、市場監視の予算の問題や、加盟国間だけでなく、国内の地域間においても市場監視の担当者の活動意欲によって監視の精度が異なるとともに、国内経済に影響を及ぼす大企業に対して厳しく取り締まれていないという課題も存在している。欧州委員会　健康・消費者総局(DG SANCO)が発行したレポート"The future of market surveillance in the area of non-food consumer product safety under the General Product Safety Directive ” SANCO/2009/B3/012 “A review of EU Market Surveillance”に、販売事業者の数や、

監視員の人数、監視の回数等をもとに予算規模を正規化した Product safety enforcement indicators（図 4-3）が示されている。このデータからも、加盟国によって市場監視の予算、人材、頻度が大きく異なることがわかる。

DG SANCO 2009: *Product safety enforcement indicators*						
	Budget # (€)	Number of inspectors		Number of inspections #		Number of products tested in labs #
		Total	#	Total	#	
Germany		962	3,3	76,000	257,6	68,44
Sweden	80,6	87	1,5			
France	87,4	190	0,4	26,260	57,0	6,08
Netherlands	181,5	37	0,5	8,051	102,2	74,08
Bulgaria	6,0	112	1,2	5,500	86,2	0,07
Hungary	131,5	345	3,5	17,470	176,7	2,9
Finland	312,7	90	3,9	2,850	122,4	70,39
Latvia	99,0	33	2,6	4,189	324,1	16,63
Denmark	220,2	43	1,8			
Malta	5,4	3	0,1	65	8,0	12,01
Romania	6,4	350	2,6	5,368	39,9	
SOURCE: Product safety enforcement indicators *# rescaled for the number of retailers*						

図 4-3 Product safety enforcement indicators

（出典：The future of market surveillance in the area of non-food consumer product safety under the General Product Safety Directive" SANCO/2009/B3/012）

RAPEX への報告にはいくつかのクライテリアが存在するが、それに抵触しなければ報告する必要がないため、加盟国においてクライテリアに抵触しておらず報告する必要がないと判断された場合には、報告されないままの状態になる。2010 年における欧州連合加盟国別のリスクのある製品の RAPEX への報告件数においても、報告件数 0 件の国も存在する。このような点からも、指令の枠組みどおり運用されていない可能性が考えられる。

(c) 補足―課題解決に向けた動き

市場監視の課題に対して、その解決に向けた取り組みも見られた。市場監視の地域ごとのバラツキを抑えるためにオランダの市場監視組織では、地域ごとに行っていた市場監視を中央集権化しバラツキを最小限にしようとしている。市場監視のバラツキの背景として挙げられた市場監視の費用に関して、ドイツ、オランダでは、監査の結果、安全ではない製品であった場合は、その製品を製造した企業や販売事業者に対して製品の監査にかかった監査費用分（試験費用等）を負担させることを検討している。また、オランダに関しては、製品検査だけではなく、企業における安全マネジメントの構築度合いを確認する企業監査（安全な製品は、安全な企業から）を行うなど、市場監視の強化が見られる。その他

の事例として、ドイツの規制機関によると、規制の範囲外であるが、業界団体によっては、自主的に業界の製品を市場監視し、業界のイメージを守るための活動を行っているとのことである。

なお、製造事業者以外については、ドイツではGPSDを反映した国内法であり2004年に制定されたGPSG(Geräte- und Produktsicherheitsgesetz：産業用技術機器及び消費者製品に関する法律)の第5条「消費者製品を流通化させる時の特別義務」において、販売事業者の責務が以下のように記されている。

第5条の(3)
販売事業者は、安全な消費者製品だけが流通化されることを確実にする手助けをしなくてはならない。特に、販売事業者は、以下に該当する消費者製品を流通化させることはできない：

1. 販売事業者が当該の消費者製品について知っている。または、
2. 販売事業者は、自分が保持している情報またはその経験に基づいて、当該の消費者製品が第4章に基づく要件に準拠していないことを知っていなくてはならない。

※第4章は「流通化および展示」する製品に対する安全要求

また、これらに違反した場合、第6章「刑事罰および罰金を規定する規則」の第19条「罰金を規定する規則」、第20条「刑事罰を規定する規則」によって罰則が科せられる。

第19条の(2)
行政上の不法行為は、第1款第1号文字a、第5号、第6号文字aおよび第9号の場合には最高30,000ユーロまでの罰金により罰することができ、またその他の場合には3,000ユーロまでの罰金により罰することができる。
第20条
第19条第1款第1号a、第5号もしくは第6号aに記載されている故意の行為をしつこく犯す者、または当該の故意の行為により他人の生命もしくは健康または著しい価値のある外国人財産を危険にさらす者は、最高1年までの懲役刑または罰金により罰せられるものとする。

(7) その他（消費者の意識、消費者団体）

その他として、GPSD等の法規制以外における消費者の意識や消費者団体等の活動に関してヒアリング調査で得た情報を以下に示す。

(a) 現状

今回ヒアリング調査で訪問したベルギー、ドイツ、オランダの消費者団体に共通していることとして、リサーチ&テストの結果を、出版物等を通じて消費者に対して公表する活動を行ったり、裁判で訴える権利を有したりするなど、職員の高い専門性に基づいた活動を行っていることである。具体的には、ベルギー、ドイツでは、消費者が入会金を支払って消費者団体の会員になり、製品安全に関する情報を入手したり、コンビニエンスストアで消費者団体が発行する製品比較試験の雑誌を購入するなど、消費者自身が消費者団体から、積極的に情報を得ていることがわかった。ベルギー、ドイツ、オランダの消費者に対してヒアリング調査を行ったところ、多くの消費者は何かあれば消費者団体に相談したり、政府の意見よりも消費者団体の意見を信用したりするなど、消費者団体に対して非常に高い信頼感を持っていることがわかった。

図 4-4 消費者団体発行の製品比較試験雑誌

フィンランドは、消費者として備えるべき知識を習得する様々な機会が、多様な年齢層に対して提供されているなど消費者教育が充実しているため、消費者の製品安全に対する意識が高いということで、製品安全に関して先進的な国として欧州委員会や消費者団体から評価されていた。その背景には消費者教育、消費者団体の人材、消費者団体の製品安全への関与の強さが製品安全の意識を高める一つの要因として挙げられる。

参考事例としてフィンランドにおける製品安全に関する消費者教育を表 4-1 に示す。

表 4-1 フィンランドにおける製品安全に関する消費者教育

テーマ	学習目標と内容
家庭経営と参加	• 製品安全性ラベルや取扱説明書の使い方を知り、安全な製品やサービスを受ける権利を認識している。 • 製品、サービス、情報ソースを評価し、意思決定の際には、自分自身の世帯に適合するかを批判的態度で評価できる。
消費者の権利と責任	• 安全な製品やサービスを受ける権利があることを認識し、製品安全性を評価することができ、それらの安全に責任を負う。 • 規制、契約、信用の重要性を、社会と市場の福利にとって必須の条件として理解する。

(b) 課題

現在の欧州の経済事情や、各国の経済格差などによって安全性や品質よりも、価格を重視して製品を選択する傾向が見られており、消費者に対する啓発活動をさらに行っていく必要があると消費者団体やドイツ、オランダの規制機関は考えている。一方で、消費者団体からは、消費者教育、消費者団体の予算、政府における消費者団体に関するポリシーが、製品安全の意識を高める一つの要因ではあるが、あくまでも製品安全は製造事業者の責任であり、製品安全の実現を消費者教育に大きく依存するのは誤りとの意見を得た。

4.2.2 欧州における製品安全の課題に対する今後の動向

4.2.1 節で、GPSD の課題として、各国の国内法における運用に差異があることや、自社で製造している製品が適用される指令の把握が煩雑との課題が存在すると記した。これらの課題に対して、欧州委員会では、民間事業者（製造事業者、販売事業者等）としての一般的な責務を定義し、リストアップした Decision768/2008/EC を発行した。Decision768/2008/EC によって民間事業者は、それに記載された責務を満たすことで、GPSD 等に適合していることを立証できるようにしている。このように、民間事業者の責務を明確に定義することで、欧州域内での各ステークホルダーの責任範囲が明確かつ統一されたものになり、国や製品によるステークホルダーの責任の所在の差異や解釈の差異に起因する責任の擦り付け合いを防止し、サプライチェーン全体で、製品安全の取り組みをより確実にすることを欧州委員会としては狙っている。Decision768/2008/EC を策定するにあたって欧州委員会は、国ごと、製品ごとにサプライチェーンが異なるため、その製品群一つ一つのサプライチェーンを明確に分析した上で策定したとのことである。

2001 年の発行された GPSD にはサプライチェーンという言葉はなかったが、Decision768/2008/EC の前文においても以下のような記述が見られ、今後は、サプライチ

ェーンを意識した製品安全規制の傾向が考えられる。

Products that are placed on the Community market should comply with the relevant applicable Community legislation, and economic operators should be responsible for the compliance of products, in relation to their respective roles in the supply chain, so as to ensure a high level of protection of public interests, such as health and safety, and the protection of consumers and of the environment, and to guarantee fair competition on the Community market.
共同体市場に出される製品は該当する共同体法に準じていなければならず、事業者はサプライチェーンにおけるそれぞれの役割との関連で、安全衛生、消費者保護、環境保護といった公益のハイレベルな保護のために、及び共同体市場における公平な競争を保証するために、製品のコンプライアンスについて責任を負わなければならない。

（出典：Decision768/2008/EC　邦訳：三菱総研作成）

同じく Decision768/2008/EC の前文において記載されているとおり、サプライチェーンを通じて、包括的に規制することで、安全ではない製品を効率的に排除できるといった考え方が見られる。

Ensuring traceability of a product throughout the whole supply chain helps to make market surveillance simpler and more efficient. An efficient traceability system facilitates market surveillance authorities' task of tracing economic operators who made non-compliant products available on the market.
サプライチェーン全体を通して製品のトレーサビリティを確保することは、市場監視をより容易かつ効率的にするのに役立つ。効率的なトレーサビリティ・システムは、不適合製品を市場に供した事業者を追跡する市場監視当局の業務を円滑にする。

（出典：Decision768/2008/EC　邦訳：三菱総研作成）

Decision768/2008/EC が発行された背景の一つとして、欧州域内市場の貿易自由化や、欧州域外との貿易が活発になるとともに、インターネットの普及により商品の流通形態が多様化、複雑化していることも挙げられる。事実、貿易の活発化や流通形態の多様化、複雑化に伴い、欧州域外から輸入された製品の RAPEX での報告率が高くなっている。このように、貿易の活発化、流通形態の多様化、複雑化に伴った制度の不備を補正していく動きが、欧州においてサプライチェーンを意識した製品安全規制の動きにつながっていると考えられる。

4.3 欧州における製品安全に関する取り組みのまとめ

欧州では製品の製造から製品が消費者に届くまでの間に、様々な規制や民間事業者等の製品安全の取り組みがなされている。図 4-5 は文献調査やヒアリング調査で確認できた欧州の取り組みを表したものである。

図 4-5 欧州における製品安全への取り組みのイメージ

4.1 節及び 4.2 節を踏まえると、欧州のニューアプローチ制度における製品安全に関する活動の実態としては、製品安全の規制の枠組みが整っている点は評価できるが、運用面での課題も顕在化しているといえる。以下に、欧州において製品安全が機能していると考えられる背景を(1)～(3)に示し、一方で、顕在化している課題を(4)に示す。また、製品安全を機能させるために規制以外の取り組みで参考となる事例を(5)に示す。

(1) GPSD によって包括的に製品を事前規制し、安全な製品の定義を明確化

GPSD は「安全な製品」をリスクという指標を用いて定義した上で、特定の指令が適用されない製品全般に対して安全性を確保することを必須要求事項として要求している。また、製造事業者に対して製品市場流通前にリスクアセスメントを要求するなど、全ての製品に対して包括的な事前規制を行っている。

(2) 製造事業者及び小売業者等のステークホルダーの責務を法的に明確化

製造事業者及び小売業者等のステークホルダーに対して製品安全に関する責務が指令

等で定義されているが、欧州委員会や加盟国各国では、Decision No 768/2008/EC に基づいた国内法によって、サプライチェーンにおけるステークホルダーの責任の明確化することで製品安全を確保しようとしている。

⑶ 市場監視による情報共有・罰則のスキームを法的に確立

GPSD に基づいて情報共有・罰則のスキームが各国の国内法に展開されている。これらの仕組みと情報共有によって、各国の規制機関は、安全ではない製品を敏速に排除し、安全ではない製品を扱う製造事業者や販売事業者等に対して指導を行っている。また、ドイツでは、安全ではない製品を販売している店、輸入事業者に市場監視の費用を負担させることが議会で決定し、市場監視の予算の問題を解決しようとしている。

⑷ GPSD の運用において国ごと事業者ごとのバラツキ

ニューアプローチの原則や指令の特徴によって、GPSD に基づいた各国の国内法や、規制の運用にバラツキが生じている。その結果、製造事業者間でも必須要求事項の解釈や製品安全の取り組みの水準が異なっていることが、欧州の GPSD に関する一番の課題と欧州委員会や消費者団体は認識している。その背景には、各国の予算や経済事情、製品安全に対する政策的な優先度が影響している。

⑸ 消費者から専門家として信頼を得た消費者団体が情報発信する文化

規制の側面ではないが、国民からの信頼感が高く専門的な知見を持つ消費者団体が、消費者の声を代弁して規格策定に参画したり、製品比較試験を行って雑誌等で発表したりするほか、消費者団体が裁判で訴える権利を有したりするなど、職員の高い専門性に基づいた活動を行っている。このような消費者団体の活動が、規制機関や産業界に大きな影響を与えている。

欧州における製品安全の取り組みを整理すると以下のようになる。

○ GPSD によって包括的に製品を事前規制し、安全な製品の定義を明確化している。
○ 製品安全に関するステークホルダーの責務を法的に定めている。
○ 市場監視による情報共有と罰則のスキームが法的に確立している。
○ GPSD の運用において、国レベル及び事業者レベルでバラツキが見られる。
○ 専門家として信頼を得た消費者団体が製品安全の情報を発信する文化が存在する。

現状の欧州における製品安全についてレビュー・整理を行った結果、欧州における製品安全の仕組みの整備において、安全な製品の定義とステークホルダーの責務の規定、市場監視のスキームの確立、専門家としての消費者団体による製品安全に関する情報発信の文

化という 4 つのポイントがあることがわかった。その一方で、欧州においては、国レベル及び事業者レベルで GPSD の規制の解釈等に関してバラツキがあるなど、仕組みの運用面での課題が顕在化している。

仕組みの運用面では課題が顕在化しているものの、包括的な事前規制における仕組みづくりという点では先行的に検討が進められており、特に最近では、さらなる貿易の活発化、インターネットの普及による商品の流通形態の多様化、複雑化に伴い、サプライチェーンを意識した製品安全規制を整備しようとしている。

5. 我が国と欧州の製品安全に関する活動の比較検討

3 章及び 4 章において行った我が国及び欧州の製品安全活動の実態調査を踏まえ、我が国及び欧州における製品安全確保の仕組み現状を比較検討する。

我が国及び欧州の製品安全確保の仕組みは双方の歴史的な経緯、市場環境など、社会環境が大きく影響しているものと思われる。そのため、我が国の消費生活用品の安全確保の充実に向けた検討を行う際、欧州の製品安全確保の仕組みを我が国の仕組みと比較検討するものである。

5.1 我が国と欧州の製品安全に関する取り組みの現状分析

(1)製品安全に関する我が国と欧州の特徴の整理

3 章及び 4 章の調査結果に基づき、我が国及び欧州の製品安全に関する取り組みに関するイメージ図を以下に示す。

我が国と欧州の製品安全への取り組みについて、実態調査結果から得られたステークホルダーの関係性を比較することにより（図 5-1 及び図 5-2）、我が国と欧州の製品安全の社会としての取り組みの特徴と違いを概観することができる。

図 5-1 我が国における製品安全への取り組みのイメージ（再掲）

図 5-2 欧州における製品安全への取り組みのイメージ（再掲）

これまでの調査結果および上図に基づいて、我が国及び欧州における各ステークホルダー、すなわち、スキームオーナーとしての規制当局、製品を市場に供給する事業者、製品を使用する消費者の観点から、消費生活用製品の安全確保に関する特徴として、良好事例と改善が望まれる事例について分析、検討した結果を表 5-1 及び表 5-2 に示す。

表 5-1 消費生活用製品の安全確保に関する我が国の特徴

	良好事例	改善が望まれる事例
規制当局	・ 消安法によりほとんどの消費生活用製品の製造、輸入、流通を包括的に安全規制の対象としている。 ・ 製品事故情報報告・公表制度等により、事故情報が一元的に管理・公開され、不良品の流通・販売を抑制する仕組みが構築されている。	・ 消安法において非特定品目には、事前規制及び技術基準が定められていない。
事業者	・ 規制当局による安全規制だけでなく、業界団体が自主基準を作成するなど製品安全を確保する取り組みがなされている。	・ 幅広い消費生活用製品を対象としていること、特定製品以外の技術基準がないことから、業種、業態によって安全確保に対する取り組みにムラがみられる。
消費者	・ 製品安全、品質に対する関心が高い。	・ 商品には、リスクとベネフィットがあることが十分理解されていない可能性がある。

表 5-2 消費生活用製品の安全確保に関する欧州の特徴

	良好事例	改善が望まれる事例
規制当局	・ GPSD によって製品安全全般の安全原則及び規制当局、事業者の役割分担が明確に定められている。 ・ 安全基準が全ての製品に網羅的に確立しており、安全基準を策定する体制や策定プロセスが確立している。 ・ RAPEX 等により、市場監視と情報共有システムが確立している。	・ EU 加盟国全体でルールが必ずしも均一に運用されている訳ではない。 ・ いわゆるニューアプローチは、EU 域内の流通円滑化のための取り組みであり、安全確保に改善の余地がみられる。 ・ 市場監視によって報告された摘発件数の推移より、CE マーキング制度に関して、不適合品の上市が増加しており、改善が必要となってきている面がみられる。
事業者	・ ニューアプローチによる安全規制において、リスクアセスメントが要求されている。 ・ 規制当局による安全規制だけでなく、業界団体による自主的な市場監視を行うなど製品安全を確保する取り組みがなされている。	・ 安全規制の解釈に幅があり、業種、業態によって安全確保に対する取り組みにムラがみられる。
消費者	・ リスクの概念が普及している。 ・ 消費者団体が自律的に活動しており、一定の発言力がある。	・ 製品に貼付されているマークに対して誤解が生じている。

(2) 製品安全に関する我が国と欧州の共通事項

我が国と欧州の比較検討に際して、まず我が国と欧州において、共通した普遍的な事象及び事項を以下に抽出する。

- 程度の差はあると考えられるが、我が国においても欧州においても、インターネット等による安全情報の公開が普及、消費生活用製品の多様化、流通形態の多様化（輸入製品の増加、インターネット取引の増加）が挙げられる。
- 消費生活用製品の流通後規制においては、我が国では消安法により、欧州では GPSD によって包括的に安全規制が行われている。
- 我が国においても欧州においても、製品安全を実現するための情報を共有するデータベースとして、我が国においては製品事故情報報告・公表制度に基づいた製品事故データベースが、欧州においては RAPEX が存在する。
- 業界団体による製品安全を確保する自主的な取り組みが、我が国においても欧州においても実施されている。
- 我が国では幅広い消費生活用製品を対象としている、及び特定製品以外の技術基準がないという理由から、欧州では安全規制の解釈に幅があるという理由から、我が国においても欧州においても業種、業態によって安全確保に対する取り組みにムラがみられる。

(3)製品安全に関する我が国と欧州の差異

我が国と欧州において差異がある点を以下にまとめる。

- 欧州における GPSD を含むニューアプローチは、EU 域内の流通円滑化のための取り組みであるのに対して、消安法は、我が国の消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として制定されたものである。
- 我が国では、消安法において非特定品目には、事前規制及び技術基準が定められていない点が、欧州では、事前規制においても網羅的な安全基準が確立している点と異なる。
- 欧州では、リスクアセスメントが規制への対応において求められており、商品にはリスクとベネフィットがあることが前提となった市場活動となっている点が我が国と異なっていると思われる。
- 製品安全の情報を共有するデータベースについて、我が国においては一元的に管理・公開されているのに対して、欧州においては RAPEX が指令の枠組みどおりに運用されていない可能性が指摘されるなど、運用面において差異が生じていると考えられる。

5.2 我が国の製品安全における現状分析と将来を見据えた課題の検討

我が国においては、3.1.2 項にて示したように重大製品事故情報の報告制度における重大製品事故の受付件数がほぼ横ばいで推移しているなど、これまでの社会環境変化においても事故件数の増加が抑えられており、現状の我が国安全確保の仕組みは機能していると考えられる。

5.1 節において行った我が国と欧州の比較より、消費生活用製品を対象とする法規制の目的が異なる点が確認できた。すなわち、我が国の消安法は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として制定されたものであるのに対して、欧州における GPSD を含むニューアプローチは、EU 域内の流通円滑化のための取り組みである。

そのため、我が国では、消安法に基づいて民間事業者の自主的な活動が促進され、規制当局による安全規制だけではなく、業界団体が自主基準を作成するなど製品安全を確保する取り組みを行うという製品安全における強みが発揮される仕組みとなっていると考えられる。

また、製品安全の情報を共有するデータベースについて、欧州においては RAPEX が指令の枠組みどおりに運用されていない可能性が指摘されているが、我が国においては重大製品事故報告・公表制度に基づいた製品事故データベースが一元的に管理・公開されて不良品の流通・販売を抑制する仕組みが構築されていることも我が国の強みといえる。

一方、欧州では GPSD において必須要求事項として、「生産者は、安全な製品のみを市場に出すことを義務付けられるものとする。」(GPSD 第 3 条の 1) と定められており、安全基準が全ての製品に網羅的に確立している。しかしながら、我が国では、消安法において非特定品目には、事前規制及び技術基準が定められていない。そのため、消費生活用製品の種類の多様化、輸入品の占める割合の増加という今後の市場変化の加速を鑑みると、改善を検討する余地があると考えられる。

また、4.1.1(a)項に示した通り欧州では「安全な製品」の定義は、GPSD 第 2 条の(b)で「リスク」という概念が用いられるなど、事業者や消費者においてリスクの概念が普及していると考えられる。我が国では、商品には、リスクとベネフィットがあることが消費者に十分理解されていない可能性があり、製品安全をより強固なものにしていく上で改善を検討する余地がある。ただし、3.2.1(3)項に示したように消費者購買動向調査(平成 22 年 4 月 21 日，経済産業省)によれば、価格以外の価値(信頼・安心・安全など)にこだわりを持つ消費者が多く、消費者の製品安全、品質に対する関心が高いということが、我が国において製品安全を実現していく上での強みとなっていると考えられる。

以上を踏まえると、製品安全における我が国の強み及び改善が望まれる点は以下のように整理することができる。

○我が国の強み

・我が国の消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もって一般消費者の利益を保護することを目的として制定された消安法が安全規制の基盤となっている。
・消安法によって、ほとんどの消費生活用製品の製造、輸入、流通が包括的に安全規制されている。
・製品事故情報報告・公表制度等により、事故情報が一元的に管理・公開され、不良品の流通・販売を抑制する仕組みが構築されている。
・消安法によって民間事業者の自主的な活動が促進され、規制当局による安全規制だけではなく、業界団体が自主基準を作成するなど製品安全を確保する取り組みがなされている。
・消費者の製品安全、品質に対する関心が高い。

○改善が望まれる点

・消安法において非特定品目には、事前規制及び技術基準が定められていない。
・商品には、リスクとベネフィットがあることが、消費者に十分理解されていない可能性がある。

我が国の消費生活用製品の安全確保は、消安法を基本とした安全規制、及び、製品事故情報報告・公表制度や製品安全対策優良企業表彰のような企業の製品安全への取り組みの促進によるところが大きい。そのため、我が国の消費生活用製品の安全確保に対する仕組みを一層充実させるためには、事業者や業界団体の製品安全への取り組みが、消費者から理解・評価されるような仕組みによって、製品安全への取り組みが、消費者の信頼や安心を確保すること、ひいては購買意欲につながっていく流れや、事業者や業界団体の自主的な製品安全への取り組みをサポートするような制度・法令を確立させることが有効であると考えられる。

消安法が制定された昭和 48 年当時は、国内製造事業者が主流であったことや、各業界団体が安全確保のための自主基準を策定することが主流であったことなど歴史的経緯より、非特定製品に関しては国によって技術的判断基準を統一的に定めなくても製品安全が概ね確保されている。その結果、現在では、裾野の広い消安法の対象者である製造事業者、輸入事業者、流通事業者に共通して守るべき製品安全の概念が定められていない。消費生活

用製品の種類の多様化、輸入品の占める割合の増加、流通形態の多様化などの社会環境の変化に対応するためにも、裾野の広い消費生活用製品において製品安全の概念を検討することは、先を見据えた消費生活用製品の安全確保に向けた検討として意義があると考えられる。

また、製品安全を実現においては、規制当局・事業者・消費者の3者に役割があり、皆が協力してはじめて製品安全は実現されるが、3 者が製品安全に対する役割を果たしていく上で、まずは、多様化する幅広い消費生活用製品に求められる製品安全の定義が不可欠であると思われる。製品安全の定義を明確にすることにより、製品安全への取り組みが十分ではない事業者に対して製品安全への取り組みを喚起することができるだけではなく、消費者への製品安全やリスクに対する意識の啓発にもつながり、絶対安全ではなく製品安全・リスクを意識した商品選択を消費者が行うことによって事業者の製品安全への取り組みが市場から評価されることになる。

以上を鑑みると、我が国の製品安全における強みを活かすという観点及び将来を見据えた対応という観点の両方から、「消費生活用製品に求められる“安全”の定義」の検討は有効であると考えられる。

また、我が国と欧州において共通する市場環境の変化への対応に関して、欧州では今後の流通形態の多様化の加速に備えて、製品安全における規制当局・事業者の役割分担を明確に定義し、サプライチェーン全体で製品安全の取り組みをより確実にすることを目指している。このように、流通形態の多様化に備えた製品安全を確保する枠組みの検討をしておくことは我が国においても有意義であると考えられる。

5.3 欧州と我が国の製品安全規制の比較検討のまとめ

本年度の調査において、我が国の消費生活用製品の安全確保に対する仕組みを一層充実させる取り組みに関する検討を行った。

検討に際しては、消費生活用製品に対する安全確保の仕組みにおいて先進的な取り組みを行っているとされている欧州の制度について、我が国の消費生活用製品の安全確保の充実という観点から調査、分析を行った。また、我が国の消費生活用製品の安全確保の仕組みについて整理し、欧州の仕組みとの比較を行った。

消安法が制定された昭和 48 年当時は、国内製造事業者が主流であり、各業界団体が安全確保のための自主基準を策定することが主流であったので、規制当局によって技術的に判断するよりどころを統一的に定めなくとも一定の安全は確保出来てきたといえる。

しかし、昨今、グローバル化により、製造、流通形態が激変してきており、今後の先を見据えた消費生活用製品の安全確保に向けた検討を行っていくことは意義があると考えられる。

その際、欧州の制度の調査結果のうち、製品安全の規格基準の定め方、市場監視、消費者の参画など参考になる面が多いと思われる。しかし、それらは、欧州の文化、社会背景に依存するものが多いことから、このままの形で我が国の制度に採り入れるのではなく、我が国の製品安全の強みを活かしつつ、消費生活用製品の安全確保という命題を達成する手法を考えていく必要がある。

今後の我が国の消費生活用製品の安全確保において検討すべきポイントは、次の 2 点ではないかと考えられる。

○規制当局・事業者・消費者の 3 者が製品安全の実現に向けた役割を果たしていく上で、多様化する消費生活用製品における製品安全の定義は不可欠であり、裾野の広い消費生活用製品において製品安全の概念を検討する。

○流通形態の多様化という市場環境の変化に備えて、流通形態によらない製品安全を確保する枠組みの検討を行う。

6. まとめ

本調査では、昨年度の調査で示された着目点について、我が国と欧州の比較調査を行った。3 章においては、現状の消費生活用製品における民間事業者の製品安全に関する取り組みについて実態を整理するとともに、将来の市場変化も念頭において現状の消安法における将来的な懸念事項を抽出した。4 章においては、欧州における GPSD の法的枠組み及び運用実態と課題を整理し、5 章においては、製品安全の取り組みについて、我が国と欧州の対応を比較検討した。

我が国では、製品事故情報報告・公表制度における重大事故件数の大幅な増大は今のところ見られず、製品安全を確保する枠組みが概ね機能していると考えられる。我が国の消安法は、危害の発生の防止を図るため特定製品の製造、輸入及び販売を規制するとともに消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することを目的として制定されたものである。そのため、我が国では、消安法に基づいて民間事業者の自主的な活動が促進され、規制当局による安全規制だけではなく、業界団体が自主基準を作成するなど製品安全を確保する取り組みを行うという製品安全における強みが発揮される仕組みとなっていると考えられる。

消安法は、原則すべての消費生活用製品を対象としているものの、非特定製品に関しては、特に技術的に判断するよりどころが定められていない。そのため、裾野の広い消安法の対象者である製造事業者、輸入事業者、流通事業者に共通して守るべき製品安全の概念や具体的な規格・基準が定められておらず、取り組みに差異がみられている。

欧州の実態調査結果より、製品安全の仕組みの整備において、安全な製品の定義とステークホルダーの責務の規定、市場監視のスキームの確立、専門家としての消費者団体による製品安全に関する情報発信の文化という 4 つのポイントが挙げられる。その一方で、欧州においては、EU 加盟国でルールが必ずしも均一に運用されている訳ではなく、また、安全規制の解釈に幅があり、事業者においては業種、業態によって安全確保に対する取り組みにムラがみられるといった、仕組みの運用面での課題が顕在化していることが確認された。

現状、製品安全を確保する枠組みが概ね機能しているが、今後、消費生活用製品の種類の多様化、輸入品の占める割合の増加、流通形態の多様化がますます加速化していくことに備え、将来の環境変化を念頭においた、将来のための仕組みづくりを今から考えておくことが有効であり、我が国と欧州の製品安全に関する活動の比較検討も踏まえて「消費生活用品に求められる“安全”の定義」「サプライチェーン全体を通した製品安全の仕組み」の検討が有効であるということが示唆された。

添付資料

【添付資料 1】国内実態調査について

本資料では、国内実態調査における訪問先及び調査結果を示す。

【添付資料 2】欧州実態調査について

本資料では、欧州実態調査におけるベルギー、ドイツ、オランダの訪問先及び調査結果を示す。

【添付資料 3】調査検討委員会

本資料では、調査検討委員会の委員構成、検討経緯を示す。

【添付資料 1】国内実態調査について

本資料では、国内実態調査における訪問先及び調査結果を示す。

1. 調査目的

消費生活用製品を取り扱う国内の民間事業者の、製品安全活動への取り組み実態を把握するため、製造事業者、流通事業者、業界団体等を対象として、ヒアリング調査を実施した。

2. 調査先

上記の設問内容について、表 2 1 に示すとおり、①特定製品と非特定製品を両方扱う民間事業者、②非特定製品のみを扱う民間事業者、③特定製品を扱っている民間事業者、及び業界団体に対してヒアリング調査を実施した。

添付表 2-1 国内ヒアリング調査対象及び実施状況

ヒアリング調査先	企業名	分野	取扱製品の区分
製造事業者	A 社	玩具メーカ	①非特定製品
	B 社	ライターメーカ	③特定製品
	C 社	雑貨品メーカ	①非特定製品
流通事業者	D社	通販事業者	②非特定製品及び特定製品
	E 社	流通グループ	②非特定製品及び特定製品
	F 社	家電量販店	②非特定製品及び特定製品
業界団体	G組合	製造業業界団体	①非特定製品

3. 調査結果

以下に訪問ヒアリング調査の議事要旨を、ヒアリング項目ごとに記す。

(1) 必須要求事項について

消安法の非特定製品については具体的な規制の基準がないため、危険性が予見される製品流通を阻止することが法的にできないのではないか、という課題が示された。特に、中小の流通事業者や輸入事業者、通販業者に対する抑止力がない点に懸念が示された。

実際、通信販売事業者において、消安法の特定製品は「PSC マークが付与されたもののみを取扱対象にする」という対応を取っているが、法的な基準がない非特定製品以外は、仮に安全性に懸念があったとしても明確な法律違反ではないため、流通を阻止するのは難しい、とされる。

一方、一部の国内製造事業者では、消安法における特定製品以外の製品についても業界基準や自社基準に基づいて製造している実態が紹介された。自社基準は、各種の関連法（電安法、食品安全衛生法、電波法等）や消費者のクレーム等を参考にしながら作り上げられている。消費者のクレームを基準に反映するのは、消費者やメディアの安全への要求が高まるなど、安全意識の変化を実感するためであるとされている。

特に安全性に対する意識が高い企業、大手流通事業者と取引のある企業においては、事故が発生した場合のダメージが大きいことから、製品安全に対して慎重な対応を取る傾向がみられる。安全性に関わる問題が発生すると製品そのものではなく企業組織のあり方を問題にしてバッシングされるため、製品安全は企業ブランドをかけた重要な問題だと認識して対応していると考えられる。

⑵ 品目指定の在り方

消安法において、特定製品として指定されている製品は10品目であるが、リスクの高い製品は他の法律の対象となっているなど、一定の規制が働いている点が指摘された。具体的には、プラスチック製品については消安法の非特定製品であるが、他の法律（食品安全衛生法、品質表示法等）の対象となるため、品質基準等については他の法令に沿って製造が行われている、とされる。

近年、特定品目となったライター業界においては、ライターが特定製品となったことで、業界全体の安全性が向上した、という感想が得られた。日本喫煙具協会に所属する企業は、以前からJIS規格、ISO規格及び協会の安全基準に則り、日本文化用品安全試験所で検査・合格したものに協会マークが付与されていた。しかし、協会に所属しない企業に対する影響力はなかったとされる。消安法において特定製品化されたことで、業界全体に安全基準が適用されることになったとされる。

一方、消安法の特定製品が増えたとしても安全性が高まるかどうかは疑問である、という疑問を持つ企業もあった。大手企業は、非特定製品についても既に業界基準・自社基準に基づく対応を行っており、一方の中小企業は法律で新たな基準や規制を作っても、周知・普及し、徹底するのが困難であるという現状が紹介された。

また、消費生活用製品は、一般的に安全性の問題は少ないことから、規制強化を牽制する意見もあげられた。

仮に消安法が改正され、品目指定の方法を変更する場合、製品特性（使用者や使用方法）に合わせた、業界単位の括りで規制されることが望ましい、という意見も得られた。例えば電圧に対する規制でも実用的に使用するものと、娯楽で使用するものでは安全性に求めるレベルが異なる場合がある、という考え方に基づいている。

⑶ 自主検査の在り方（自主検査は適切に実施しているか。）

製品安全に対する意識の高い一部の国内製造事業者においては、自社基準を設定し、自主検査の他、第三者評価機関による検査を実施する場合もある。第三者評価機関による検査・認証が流通事業者に要求されることもあるとされている。

流通業者においては、取引先（輸入事業者等）に対して、第三者評価機関による試験・適合証明書の提出を義務付けるなどの取り組みで、粗悪品を除外する仕組みを有している企業もあった。

自社基準や自主検査は、あくまでも自主的な取り組みとして行っており、消費者等への説明責任を果たすことが目的の１つとされている。

⑷ 事後規制（市場監視）の在り方

現在実施されている市場監視（試買試験）については、事後規制として機能しているか否か、ヒアリングを実施した製造事業者・流通業者には認識されていない状況であった。また、真に検査を必要とする製品が検査されていないのではないか、という疑問を呈する意見があげられた。

さらに、試買試験を実施しても、明確な基準のない非特定製品については、危険性が予見される場合でも、法的に流通を阻止する効力がないのではないか、という課題も得られた。

⑸ 製品安全への取り組みのインセンティブ

国内の流通事業者は意識が高い企業とそれ以外の企業が二極化しており、日本で消安法の多くの製品が事前規制のない状態で安全性を保てるのは、一部の企業や業界団体の自主的な努力によるものである、という意見が複数社から挙げられた。

消安法においては、すべての品目で重大事故に対する報告義務があるため、大手の事業者には製品安全の取り組みに対するプレッシャーともなっており、インセンティブとして機能していることが紹介された。

ただし、業界団体に所属していない企業も多く、それらの製品についての安全性は担保されていないという懸念も示された。

製品安全の取り組みについては､問題が発生した場合の負の影響が非常に大きいことから､大手事業者においては取り組まざるを得ない状況にあることがうかがえる。大手流通事業者においては、マークの有無等で製造事業者を選別する動きもみられる。

ただし中小事業者においては、事故発生による負の影響が少ないことから、消費者からの要求が安全への取り組みのインセンティブとならないことが推察される。

⑹ 消費者への啓発等

現在の日本市場の製品流通の課題として、現在、PSCマークは消費者に認識されておらず、消費者が安全な製品とそれ以外の製品を見分ける仕組みがないことが挙げられている。

製品に関して何か問題があった場合、消費者は製造業者ではなく流通業者にクレームすることも多い。このため、消費者への啓発に際しては、まず消費者と接する流通事業者の意識を高めることが必要であるという意見も得られた。一部の業界では、大手流通事業者が業界基準のマークを重視しており、マークのない製品を取扱わない土壌がある。

さらに、現在、消費者の商品選択の基準が価格やブランドに偏っていること、価格決定権が流通事業者にあることなどが、製品の安全性に対する優先度を低くしていることも指摘された。安い製品を選択するとき消費者には、自己責任という概念を持つべきであることを、普及啓発する要望もあった。

⑺ その他（行政への要望等）

消安法では、販売目的でない製品（景品など）は規制を受けないため、抜け穴になっていることが指摘された。

製品事故が発生した場合、販売履歴（顧客情報）があればフォローが可能であるが、多くの販売事業者が販売履歴を整備していない点が問題ではないか、という指摘が得られた。

また、公的試験機関等に対しては、事故の再現調査や原因究明調査等の機能の強化を望む意見が得られた。

【添付資料 2】欧州実態調査について

本資料では、欧州実態調査における訪問先及び調査結果を示す。

1. 調査目的

欧州実態調査では、先行事例である欧州のニューアプローチ制度について、これに関連する規制当局、産業推進当局、民間事業者、消費者等の多角的視点からから見た現状の欧州の製品安全に関する取り組みの現状と課題を制度的観点及び運用的観点から明らかにした。

2. 調査先

添付表 3-1 に示した組織に対して訪問ヒアリング調査及び電話ヒアリング調査を実施した。また、訪問調査の際には、現地の百貨店、雑貨屋等を訪問し、従業員に対するヒアリング調査も実施した。なお訪問国は、ベルギー（欧州レベルの機関）、ドイツ、オランダである。

添付表 3-1 欧州ヒアリング調査先

分野	ヒアリング調査先	
規制官庁	欧州委員会　健康・消費者保護総局（DG SANCO）	
消費者団体	欧州消費者機構（beuc）	
消費者製品試験国際組織	国際消費者リサーチ&テスティング（ICRT）	
工業団体	欧州スポーツ用品工業会（FESI）	
	ドイツ	オランダ
規制官庁	連邦労働社会省(BMAS)	（保健・福祉・スポーツ省）
市場監視組織	連邦労働安全衛生庁(BAuA)	食品・製品安全庁(VWA)
消費者団体	ドイツ消費者連盟(vzdv)	—
製造事業者	梯子製造業	自転車製造業
	日用雑貨製造業	ベッド製造業者
販売事業者	小売チェーン店	小売チェーン店

3. 調査結果

(1) 規制の状況

欧州として、製品安全に関しては特に問題視しておらず、消費者の信頼を失うような製品事件は発生していないとのことであった。

欧州連合における製品安全の課題としては、北欧、西欧の先進国では、製品安全の取り組みが機能している一方で、南欧や東欧においては国民性や経済体制の背景によって、製品安全の取り組みが不十分であるという意見があった。北欧、西欧等の先進国は、GPSDが施行される前から製品安全規制が充実していたため、GPSD施行に伴う変化は生じていないとのことであった。製品安全規制が不十分であった東欧諸国等に関しては、指令を国内法として適用することで、欧州全体としての規制のレベルは上がってきているとのことであった。

(2) 必須要求事項（指令）

指令は市場統合・欧州連合域内の流通促進を目的としたものである。従って、欧州指令では必須要求事項やゴールを示すのみであり、最善の方策や具体策を示すものではない。そのため、国内法の立法は欧州連合加盟国の解釈、必須要求事項に対する具体策は製造事業者にそれぞれ任せているという自由度はある一方、GPSDに基づいた国内法にバラツキが存在し、製造した製品が、ある国では適合していると認められるが、隣の国では認められないという課題が存在している。

製品が必須要求事項を満たしているかに関して、製品の市場への投入後、何も問題が生じなければ、それは安全なものであるという推定が成り立つなど、欧州においても性善説的な思考がみられることがわかった。その一方で、指令や法律の要求事項は必要最低限であり、消費者のより高い安全性の要求に応えることが製造事業者等の責務とのことであった。

(3) 個別技術基準（整合規格）

CEN/CENELECでは産業界が主体となって規格を策定しているため、欧州委員会としては、CEN/CENELECの規格を整合規格として活用することで、規制と産業推進の妥協点を見いだしていると認識している。

整合規格はあくまでも最低限の要求事項であるため、消費者が求める要求事項はそれよりも当然高く、多くの企業はそれを満たして活動していくことが求められている。一方、消費者団体においても、高い専門性（法律、技術等）を持って、消費者の意見を代弁し、規格策定に関与している。

(4) 品目指定

欧州委員会は、現在策定が進められている DECISION No 768/2008/EC において、製造事業者、販売事業者、輸入代理店、流通業者等の製品安全に関連するステークホルダーに対する一般的な責務を定義し、それを満たす活動が GPSD への適合の立証となるようにするなど、ステークホルダーの責任と役割を明確にすることが必要とのことであった。この背景には、製造事業者からの、適用される指令の把握が煩雑という声が存在したとのことであった。

リスク情報によって品目指定や規制を検討することを、規制機関は非常に重要と認識している。そして、リスクに応じて品目指定を行っているため、GPSD が対象とする製品に関しては、大きな問題が生じていないとのことであった。

(5) 自己適合宣言（CE マーク）

GPSD は CE マークの対象ではないが、自己適合宣言の CE マークに関しては必ずしも成功しているとは言えず、"CE マークが付いているものは安全"と、消費者が誤って解釈しているとのことであった。そのため、製品安全に関しては誰が見てもマークの意味が認識できる厳格なマークを 1 つないし 2 つ作ることが効果的という意見があった。また、製品はマークの有無に関係なく安全で無ければならない、逆に、マークが無いから安全では無いという考えは持って欲しくないという意見も存在した。

(6) 事後規制（市場監視）

GPSD が機能するためには、市場監視の仕組みを欧州域内で整えることが重要とのことであった。しかしながら、市場監視が各国・国内の各州でバラバラであることが課題として挙げられている。一方で、市場監視を中央集権化しバラツキを最小限にする努力もみうけられた。バラツキの原因の一つとして、市場監視の費用が問題になっており、解決の方向性として、ドイツ、オランダに関しては、監査の結果、安全ではない製品であった場合は、安全ではない製品を製造した企業や販売事業者に対して安全ではない製品の監査にかかった監査費用分（試験費用等）を負担させる方向である。また、オランダに関しては、製品検査だけではなく、企業における安全マネジメントの構築度合いを確認する企業監査（安全な製品は、安全な企業から）を行うなど、市場監視の強化がみられる。

(7) その他

（消費者の意識、消費者団体、販売事業者の意識、規制機関の専門性）

(a) 消費者の意識

フィンランドは、消費者教育が充実しているため、消費者の製品安全に対する意識が高い

ということで、製品安全に関して先進的な国として欧州委員会や消費者団体から評価されていた。その背景には消費者教育、消費者団体の人材、消費者団体の製品安全への関与の強さが製品安全の意識を高める一つの要因として挙げられる。また、ベルギー、ドイツでは、入会金を支払って消費者団体の会員になり、製品安全に関する情報を入手したり、コンビニエンスストアで製品比較試験の雑誌を購入するなど、消費者自身が消費者団体を信頼し、積極的に情報を得ていることが分かった。

(b) 消費者団体

今回訪問したベルギー、ドイツ、オランダの消費者団体に共通していることとして、国民全てに対してリサーチ&テストを公表するという考えを持っていたり、裁判で訴える権利を有したりするなど、職員の高い専門性に基づいた活動を行っていることである。そのため、ベルギー、ドイツ、オランダの国民は何かあれば消費者団体に相談したり、政府の意見よりも消費者団体の意見を信用したりするなど、消費者団体に対して非常に高い信頼感を持っていることがわかった。

(c) 販売事業者の意識

欧州では DECISION No 768/2008/EC に基づいてサプライチェーン全体で製品安全を確保すべきという考え方になってきており、販売事業者も安全な製品を取り扱う責任を明確に認識してきている。実際、ドイツでは、安全ではない製品を販売している店、輸入事業者に市場監視の費用を負担させることが議会で決定した。また、オランダにおいても小売店は試験された製品しか購入しないなど、“安全なものを調達して販売するということが義務”という意識が明確であった。

(d) 規制当局の専門性

今回訪問した、ドイツ、オランダの規制当局で製品安全を担当する職員は、当該分野を 10 年、20 年と長年担当していることが分かった。また、製品安全規制を適切に運用していくためには、規制当局の技術的専門性は重要であり、長い目で見た人材教育が不可欠とのことであった。このように、高い専門性をもった職員が長年担当し、製品安全に係わるステークホルダーと頻繁に情報交換、議論を行うことで、お互いに信頼関係が構築されている。

【添付資料 3】調査検討委員会

1. 委員構成

（敬称略、五十音順）

（委員長）

向殿　政男　　明治大学　理工学部　情報科学科　教授

（委員）

伊藤　洋　　（社）日本玩具協会　安全環境委員会 ST 判定会議座長
（株）タカラトミー　安全品質統括室　室長

大富　慎太郎　（株）ベネッセコーポレーション
商品安全審査センター　センター長

岡崎　憲二　　元（株）UL JAPAN　製品認証部
認証管理グループ　リーダー

柊平　洋夫　　テュフ　ラインランド　ジャパン（株）
官庁・産業界対応室　シニアエキスパート

平野　由紀夫　（独）製品評価技術基盤機構　製品安全センター　次長

三浦　佳子　　消費生活コンサルタント

2. 検討経緯

(1) 第一回調査検討委員会

日時：平成 23 年 10 月 7 日（金）　10:00～12:00

場所：経済産業省別館 1 階 105 号室

検討内容：

〇今年度の調査方針について

〇今年度の調査計画について（国内実態調査計画、欧州実態調査計画）

(2) 第二回調査検討委員会

日時：平成 23 年 11 月 29 日（火）　10:00～12:00

場所：経済産業省別館 1 階 105 号室

検討内容：

〇欧州実態調査の報告

〇国内調査の経過報告

〇欧州と国内の取り組みの差異について

(3) 第三回調査検討委員会

日時：平成24年1月18日（水） 10:00～12:00

場所：経済産業省別館5階513共用会議室

検討内容：

○欧州実態調査の追加報告

○国内調査の報告

○欧州と国内の取り組みの差異について

○平成23年度報告書（骨子）について

(4) 第四回調査検討委員会

日時：平成24年2月22日（水） 13:30～15:30

場所：経済産業省別館10階1028会議室

検討内容：

○平成23年度報告書（案）について

非　売　品
禁無断転載

平成 23 年度 商取引適正化・製品安全対策事業
包括的な製品安全の将来的な在り方に関する調査
報告書

発　行　平成 24 年 3 月
発行者　株式会社　三菱総合研究所
〒100-8141
東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号
電話　:　03-6705-6037